

東久留米市勤労市民共済会共済給付金給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）規約第4条第2号に基づき、共済会の給付について必要な事項を定める。

(事務処理)

第2条 この給付金に関する事務は、勤労市民共済会が処理する。

(代表者)

第3条 この給付事業の代表者は、勤労市民共済会の会長とする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、勤労市民共済会の会員（以下「会員」という。）に適用する。

(給付)

第5条 会員に次の事由に該当する事項が発生したときは、一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険（以下「慶弔共済保険」という。）及び独自事業により給付金を給付する。

2 勤労市民共済会または会員が慶弔共済保険の被保険者である、慶弔共済保険保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款及び特約条項の規定による。

3 勤労市民共済会が独自事業として実施する給付事業による給付金の給付の範囲及び内容は、別表1に定めるとおりとする。

(1) 死 亡

(2) 障 害

(3) 傷 病

(4) 住宅災害

(5) 結 婚

(6) 出 生

(7) 就 学

(8) 成 人（20歳）

(9) 還 暦（60歳）

(10) 古 稀（69歳）

(給付金の給付の順位)

第6条 前条に係る給付金の給付を受ける順位は、次に掲げる順位とする。

(1) 会員

(2) 配偶者

(3) 子

(4) 父母

(5) 孫

(6) 祖父母

(7) 兄弟姉妹

(給付事業の期間)

第7条 給付事業の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第9条第2項に規定する効力の発生年度途中である場合は、当該年度末日までとする。

(保険掛金及び払込期日)

第8条 保険掛金の額は、会員1人当たり月額176円とし、勤労市民共済会の共済会費（以下「会費」という。）の一部をもってこれに充てる。

2 初回の保険掛金は、保険発効日前日までに一般財団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「全福センター」という。）に振り込むものとする。第2回以降の共済掛金の払込期日は、当該月の7営業日までに振り込むものとする。

(効力の発生)

第9条 この給付に関する効力の発生は、当該月1日午前零時からとする。

2 契約期間の中途において新たに会員になろうとする者（以下「中途加入者」という。）の契約の効力は、前条に定める払込期日の該当月1日午前零時に発生する。

(効力の失効)

第10条 前条に規定する効力は、次の各号の一に該当するときに失効する。

(1) 会員の資格を失ったとき。

(2) 定められた期日までに会費を納入しなかったとき。

(3) 契約期間の中途において勤労市民共済会を脱会する者（以下「脱会者」という。）の契約の効力は、脱会日の翌日をもって失う。

2 前項第2号に規定する失効の時期は、その月の末日までとする。

(認定)

第11条 給付事由のうち第5条第1項及び第2項に係わる(1)から(4)及び(9)、(10)の事項は全労済協会の認定とする。

2 給付事由のうち、第5条第3項に係わる(5)から(8)の事項は、勤労市民共済会給付金認定基準に基づき別表2に掲げる医師、公共機関等の発行する証明書等により会長が行う。

(給付金の請求)

第12条 会員が給付金の給付を受けようとするときは、給付事由確定の日から3年以内に、所定の様式にこれを証する書類を添えて会長に請求しなければならない。

(給付金の支払)

第13条 給付金は、全労済協会から勤労市民共済会が受領した後、直ちに会員等に支払うものとする。ただし、第5条に掲げる事項のうち、(1)の死亡弔慰金のうちの配偶者・子・親の死亡、(3)の傷病見舞金、(9)及び(10)の祝金については、立替払いできるものとする。

(給付金の返還)

第14条 会員が偽り、その他不正の行為により、給付金の給付を受けた場合、会長はその者から当該給付金を直ちに返還させるものとする。

(異議の申立て)

第15条 会員は、給付金の給付に関して疑義があるときは、会長に異議の申し立てをすることができる。

(提携)

第 16 条 この共済事業の円滑な運営をはかるために、全福センターと提携する。

(委任)

第 17 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和 58 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(還暦及び古稀の効力の発生に関する経過措置)

第 9 条 新規規程の規程中効力の発生は、平成 21 年度以降の年度分に適用し、平成 20 年度分までは、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 9 条 新規規程に定める効力の発生は、平成 26 年度以降の年度分に適用し、平成 25 年度分までは、なお従前の例による。